

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 Q&A

最終改正：令和6年9月27日

【目次】

制度全般について

Q1-1	人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度とはどのようなものですか。
Q1-2	みえの安心食材としての認定は製品の品質保証となるものですか。
Q1-3	登録と認定の2つがありますがこの違いは何ですか。
Q1-4	登録・認定申請書はいつ、どこへ提出するのですか。
Q1-5	登録を受けられなかった場合、どうなるのですか。
Q1-6	認定を受けられなかった場合、どうなるのですか。
Q1-7	認定期間はどれだけあるのですか。また、更新はどのようにしたらいいですか。
Q1-8	認定審査料金はいくらですか。また、いつ支払うのですか。
Q1-9	認定審査料はどのような目的で集められているのですか。
Q1-10	登録・認定変更とはどのような時に行うのですか。
Q1-11	どのような場合登録や認定の取り消しとなるのですか。
Q1-12	複数の生産者が任意組織でまとまって生産している場合、団体としての登録となりますか。法人と同様の扱いとはなりませんか。
Q1-13	法人化していない個人事業主ですが、屋号で登録・認定を受けることはできますか。
Q1-14	県外で生産されたものも認定対象となりますか。また、県外の実産者も登録・認定対象となりますか。
Q1-15	認定マーク（表示票）の表示方法はどのようにしたらいいですか。

農産物について

Q2-1	化学肥料及び化学農薬の節減とはどのような趣旨によるものですか。また、どのような点で自然にやさしいといえるのですか。
Q2-2	化学肥料及び化学合成農薬について、なぜ3割節減なのですか。
Q2-3	登録・認定基準「別表1 土耕栽培作物」にある1. 有機質資材施用技術について実施しなくてもよいとする条件のうち「b 合理的な理由があり、その理由を登録判定会が適当と認めた場合。」とは具体的にどのようなことが想定されますか。また、1（2）における植物残渣とはどのようなものですか。
Q2-4	一般栽培レベルとはどのような考え方によるものですか。
Q2-5	使用成分回数から除外してカウントする農薬とはどのような考え方によるものですか。
Q2-6	オクトクロスの特別規定はどのような考え方によるものですか。
Q2-7	特定防除資材としての判断が保留されている資材はみえの安心食材表示制度において使用が認められますか。
Q2-8	複数の生産者の生産物を混合して商品化する場合、個々で申請し、認定を受けることはできますか。
Q2-9	水稲種子消毒における農薬廃液はどのように処理すればよいのですか。農薬散布残液はどのように処理すればよいのですか。
Q2-10	トマトーンやジベレリンなどの植物成長調整剤のカウントはどのように考えればよいのですか。

特用林産物について

Q3-1	化学合成農薬無使用とはどのような内容ですか。
Q3-2	化学合成農薬無使用とは、機器類の洗浄に使用する剤も使用できないということですか。
Q3-3	県外で種菌を植え付けたほだ木または菌床培地を完熟状態で購入し、三重県内で発生させた子実体も認定対象になりますか。
Q3-4	令和4年3月の「食品表示基準Q&A」（消費者庁）改正により、しいたけの原産地として植菌地を表示することとなりました。植菌地がA県であるしいたけが認定対象となった場合、認定マークを表示することにより、原産地が三重県であるとの誤認を消費者に与えるおそれがありますが、どのように表示すれば良いですか。

加工品（袋詰め加工事業者）について

Q4-1	加工品の登録・認定基準において「袋詰め等を目的とした処理は含まない」とありますが、具体的にはどのような処理のことですか。
Q4-2	加工の種類はそれぞれどのような内容ですか。
Q4-3	加工施設に関する衛生管理確認票（様式第B-5号、様式第C-5号）の各項目について、具体的にはどのような状況を適当と判断すればよいですか。
Q4-4	様式A-2の2にある加工希望とはどのようなことですか。加工を実施する場合はすべて“希望する”に該当するのですか。
Q4-5	食品衛生法における届出や営業許可と様式B-5、様式C-5の関係はどのようなものですか。
Q4-6	様式Bと様式Cの違いはどのようなものですか。
Q4-7	加工品の基準において「利用者を特定できない加工施設（一般向け自動コイン精米機など）を利用した加工もしくは加工販売を行う行為は、登録・認定対象となりません。」とありますがどのような趣旨によるものですか。自身が所有する精米機で第三者の米を精米した場合は不認定となるのですか。

畜産物（鶏卵）について

安全・安心について	
Q5-1	本制度は100%安全を保証する制度ですか。
Q5-2	本制度に参加している卵は安全で、参加していない卵は安全でないのですか。
Q5-3	本制度は、サルモネラに感染していないことを保証するものですか。
制度参加について	
Q5-4	本制度に参加したいのですが、取り組むために県は支援を行ってくれますか。
Q5-5	誰が参加できるのですか。県外の農場も参加できますか。
Q5-6	農場全ての卵ではなく、一部の卵だけ制度に参加することは可能ですか。例えば農場全体で20万羽いますが、そのうち5万羽分だけ参加したい場合はどうですか。
Q5-7	GPセンターに入荷している全ての卵ではなく、一部の卵だけ制度に参加することは可能ですか。例えば8農場から卵を入荷していますが、そのうち3農場の分だけ参加したい場合はどうですか。
Q5-8	本制度に参加するとき、対象となる雛はいつから導入すればよいですか。
登録・認定申請について	
（農場）	
Q5-9	申請書の添付資料として特殊肥料届の写しをつけることとなっていますが、残していません。
Q5-10	特殊肥料でなく、普通肥料として登録していますがこの場合どうすればいいですか。
Q5-11	鶏糞を堆肥でなくエネルギーとして使っていますが、この場合は認められないのでしょうか。
Q5-12	初めて現地調査が行われる「雛の導入から卵の出荷までの1サイクル」経過時点では、申請日からの期間が短いため、「サルモネラ検査を年4回以上」実施していないことになりませんが、それでも登録を受けることができますか。
（GPセンター）	
Q5-13	初めて現地調査が行われる時までには、申請日からの期間が短いため「サルモネラ検査を年4回以上」実施していないことになりませんが、それでも登録を受けることができますか。
Q5-14	今まで卵についてはサルモネラ検査を行っていますが、施設についてはサルモネラ検査を行っていません。この場合登録は受けられますか。

サルモネラ検査について	
Q5-15	サルモネラ検査の分析は家畜保健衛生所に行ってもら必要がありますか。民間や自社で行っても構わないのでしょうか。
Q5-16	雛導入時に行うサルモネラ検査は、雛導入事業者が行うことも認められますか。
Q5-17	鶏舎毎にサルモネラ検査を行う必要がありますか。
Q5-18	GPセンターでの卵のサルモネラ検査はどのように行うのですか。
サルモネラ検査以外の基準内容について	
Q5-19	飼料については、製造ロット番号が必要となっていますが、これは必須ですか。
Q5-20	自家配合している場合は、サルモネラ検査陰性成績は不要ですか。
Q5-21	「飼料は異物混入なく、変敗しないように管理されていること」となっていますが、飼料タンクを使用している場合、これはどのようにすればよいのでしょうか。
Q5-22	衛生動物及び害虫駆除マニュアルで定める衛生害虫プログラムはどのような内容が必要ですか。
Q5-23	廃鶏かごを受け入れ時に消毒することとなっていますが、当農場では廃鶏処理事業者のかごは鶏舎に持ち込んでいません。鶏舎から廃鶏を出すときは自社の廃鶏かごを利用するようにしており、鶏舎外で自社廃鶏かごから廃鶏処理事業者のかごに移し替えています。この場合も廃鶏事業者のかごを受け入れ時に消毒をする必要があるのでしょうか。
Q5-24	作業者については、健康診断、検便検査を受けることとなっていますが、パートについても行う必要がありますか。
Q5-25	作業者の検便検査の結果、陽性が確認された場合の対応はどのようにすれば良いですか。
Q5-26	卵選別包装施設で井戸水等を使用する場合、10項目（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度）について、水道法に基づく水質基準を満たしていることとなっていますが、これは井戸水等そのものについてですか。それとも井戸水を消毒等した後のものでも構わないのでしょうか。
サルモネラ（SE）陽性時の対応について	
Q5-27	サルモネラが陽性であった場合、登録や認定の取り消しとなるのですか。
（農場）	
Q5-28	鶏舎の糞便等の検査でSE陽性時の対応はどのようにすれば良いですか。
Q5-29	鶏舎の糞便等の検査でSE陽性時には、マークの使用について(公財)三重県農林水産支援センターの指示に従うこととなっていますが、具体的にどのようにすればいいですか。
Q5-30	鶏舎の糞便等の検査でSE陽性時には、衛生管理について家畜保健衛生所の指導に従うこととなっていますが、具体的にどのようにするのでしょうか。
（GPセンター）	
Q5-31	卵の検査でSE陽性時の対応はどうすればいいですか。
Q5-32	卵の検査でSE陽性時には、マークの使用について(公財)三重県農林水産支援センターの指示に従うこととなっていますが具体的にどのようにするのでしょうか。
現地調査について	
Q5-33	農場での現地調査はいつ行われますか。
Q5-34	農場において、登録申請以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類を整備し、管理・記録をおこなっている場合、現地調査時期を早めてもらうことはできますか。
Q5-35	GPセンターでの現地調査はいつ行われますか。
Q5-36	新規登録されたGPセンターが安心食材登録・認定済農場から、鶏卵を集荷する場合、いつ頃現地調査は行われるのですか。
Q5-37	GPセンターにおいて、登録申請以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類を整備し、管理・記録をおこなっている場合、現地調査時期を早めてもらうことはできますか。
Q5-38	現地調査は鶏舎や施設内に立ち入るのですか。
Q5-39	農場での現地調査の対象は直近の1サイクルですか。
Q5-40	現地調査時に基準に適合していないことが分かった場合どうなるのですか。
Q5-41	SE不活化ワクチンが接種されていない鶏舎でSEが検出された場合、加工用等に回すことになっていますが、これはどのように確認するのですか。

認定について	
Q5-42	申請日から現地調査までの期間が短い場合も、現地調査時に全ての基準をクリアしていないと認定されないのですか。例えば、「水の年1回以上のサルモネラ検査（3(3)）」、「成鶏舎での年4回以上のサルモネラ検査（4(1)①）」、「年2回以上の検便検査（5(1)②）」などはどうなるのでしょうか。
Q5-43	大雛導入の場合は、申請日から2ヶ月程度で現地調査の時期となりますが、すぐに認定してもらえるのですか。
Q5-44	1ロット分の「雛の導入から卵の出荷までの1サイクル」が認められれば、全てのロットが認められることになるのですか。
登録番号・マークの使用について	
Q5-45	事業所が異なる場合、登録番号は変わるのですか。
Q5-46	3つの農場分を扱っているGPセンターでは、3つの農場の卵を混合してマークを使用しても構わないですか。
Q5-47	GPセンターを通さずに販売する場合も、マークを使用することは可能ですか。
Q5-48	農場とGPセンターで異なる登録番号を持つこととなりますが、卵にはどのように登録番号を付けたいですか。
Q5-49	マークを使用することができないのはどのような場合ですか。
Q5-50	当初予定していなかった（申請書に記載していなかった）農場からの卵にもマークを使用することは可能ですか。
その他	
Q5-51	多くの記録を取るようになっていますが、いつまで保管していればよいですか。
Q5-52	食中毒が発生した場合は、どうなりますか。

制度全般について

Q1-1 人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度とはどのようなものですか。

「生産者と消費者のいい関係をつくる」、「安全安心の生産体制をつくる」「環境への負荷の少ない社会の構築に寄与する」ことを実現する一環として、環境に配慮した生産方法及び食の安全・安心を確保する生産管理の実施により作られた県内産の生産物及びこれを原材料とする加工品について、生産方法等を公開し表示することにより、消費者が安心して県内産の生産物を購入できるようにするために創設された三重県独自の制度です。

本制度は、平成14年11月に農産物、平成16年度に特用林産物、平成20年度に鶏卵で認定を開始しました。

本制度には3つのポイントがあります。

- 化学農薬の節減やたい肥の活用など環境に配慮した生産を行っています。
- ホームページから登録番号を活用することで、作った人や作り方を知ることができます。

ホームページ：<https://mie-ansinsyokuzai.com>

- 第三者機関の(公財)三重県農林水産支援センターが認定審査機関として、現地調査や栽培履歴の内容確認を行い厳しくチェックしています。

以上のことから、環境への配慮を行い適切に生産された三重県産の農林畜産物を、より安心して県民の皆さんに選んでいただくことができる仕組みとなっています。

Q1-2 みえの安心食材としての認定は製品の品質保証となるものですか。

認定は「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」として定められた生産方法ならびに生産管理に関する基準を満たしていることを認めたものであり製品の品質や安全を保証するものではありません。

登録生産者は、認定を受けた生産物やその表示に対する責任を負うものとし、健康被害発生等に関する損失負担は、登録生産者が負うものとしています。(要綱第11)

Q1-3 登録と認定の2つがありますがこの違いは何ですか。

登録とは、申請された内容が基準に適合しているか書面で確認した後に、本制度の参加資格がある者として県の台帳に載せる作業です。この時点では台帳に載ったというだけで、マークの使用はまだ認められません。なお、登録は本制度に初めて参加するときのみ必要となるものです。

認定とは、登録後に、基準に適合した生産が行われていることを確認した後に、(公財)三重県農林水産支援センターが行うものです。認定を受けてはじめてマークの使用が可能となります。なお、認定期間は年度末まで(鶏卵の場合は認定から1年)となっていますので、認定更新は毎年度行う必要があります。

Q1-4 登録・認定申請書はいつ、どこへ提出するのですか。

次のとおりとなっています。

受付期間：登録判定会の3週間前まで

登録判定会は5月、7月、9月、11月、3月(鶏卵は5月と11月)に開催されます。

書類の不備等がある場合は受付ができませんので余裕をもって提出してください。

提出先：県農林事務所(農産物、特用林産物)、家畜保健衛生所(鶏卵)

Q1-5 登録を受けられなかった場合、どうなるのですか。

登録できない場合はその理由を伝えますので、その内容をクリアした後に再度登録申請をしてください。

Q1-6 認定を受けられなかった場合、どうなるのですか。

認定できない場合はその理由を伝えます。その理由が簡易な内容であればその内容をクリアした後に再度確認を行い認定を行います。認定できない理由が重大な内容である場合は、再度認定申請書を出していただく(再度料金をいただく)ことになります。

なお、例えば認定を受けられなかった場合でも、認定審査料金は必要となりますのであらかじめご了承ください。

Q1-7 認定期間はどれくらいあるのですか。また、更新はどのようにしたらいいですか。

初回認定時は認定日～同年度3月31日まで、2年目以降は4月1日～3月31日までの1年間有効です。鶏卵の場合は、初回認定時は認定後1年間、2年目以降は更新から1年間有効となります。再度認定を受けるには、認定更新の手続きを行う必要があります。

認定期間終了の約2ヶ月前に（公財）三重県農林水産支援センターより認定更新の案内をお送りしますので、期限までに、手続きを行ってください。

Q1-8 認定審査料金はいくらですか。また、いつ支払うのですか。

認定審査料金表をご覧ください。本表でわかりにくい場合は、（公財）三重県農林水産支援センターにお尋ねください。

初めて申請をいただくときは登録後、認定更新の際は認定期間終了の約2か月前に（公財）三重県農林水産支援センターから請求がありますので、期限までにお支払いください。

Q1-9 認定審査料はどのような目的で集められているのですか。

認定審査機関が実施する認定審査の費用として、認定審査機関が徴収しています。認定の有効期間は3月31日まで（鶏卵は認定日から1年間）であり、認定審査は毎年度行われますので、認定審査料も毎年度必要となります。

また、審査のための費用であるため、不認定であっても必要となります。

なお、事前に認定辞退の申請があれば、その年度の審査は行わず料金も発生しません。この場合、次年度以降に認定審査希望の申請があれば、審査を受けることができます。

Q1-10 登録・認定変更とはどのような時に行うのですか。

氏名または名称、代表者名、住所または事業所所在地、連絡先、作型区分（農産物の場合）に変更があったとき、原料卵の入荷先農場が増えたとき（GPセンターの場合）は、認定（認定更新）申請事項変更申請書を（公財）三重県農林水産支援センターへ提出し、承認を受けてください。

Q1-11 どのような場合登録や認定の取り消しとなるのですか。

基準等に基づいた管理が行われていない場合、制度の趣旨・目的に反する行為が確認された場合などは、登録や認定の取り消しとなることがあります。

Q1-12 複数の生産者が任意組織でまとまって生産している場合、団体としての登録となりますか。

法人と同様の扱いとはなりませんか。

次の条件を満たし、なおかつ、登録判定会で認められた場合、“見なし法人”として法人と同様の扱いとします。

○人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度実施要領第11条2項

- （1）組織として、代表者、会計管理を定めた規程があること。
- （2）すべての帳簿類が、組織名で作成され管理されていること。
ただし、複数の経営主による帳簿を取りまとめただけでは、見なし法人として扱わない。
- （3）生産から出荷販売まで、会計処理を含む全ての管理が単一であり、組織名で行われていること。

なお、前述の“見なし法人”としての判断は本制度上の判断であり、税制等の諸制度における判断とは関係しません。

【例】 ○◇組合（任意組織）がハウスを共同管理しており、出会い作業で栽培を行っている。組織構成員、作業への参加者、また、その数とは関わりなく、収穫物は組織として管理している。

【対応】 見なし法人としては認められません。

任意組織として適切な会計処理を行い構成員個々の持ち分、責任を明確にすべきものであり、任意組織（団体）として扱い、任意組織の構成員もしくは栽培に参加する一部の参加構成員をもって、登録・認定対象の団体構成員とします。

なお、元となる組織から一部の構成員が参加し、グループを作って栽培を行う場合は、元となる組織と区別するため、栽培部会名などを作って登録してください。

○◇組合（構成員50名）構成員の一部がグループ（参加者3名）を作ってほうれんそうを栽培する場合
→登録申請者名：○◇組合ほうれんそう部会（構成員数3名）

【例】 任意組織（A）の構成員に別の任意組織（B）が入っている。

【対応】 安心食材への登録申請は団体Aとして行ってください。
組織Bに対しては、登録判定会がやむを得ないものとしてその事情を認めた場合にかぎり、団体Aの一構成員（1人）として扱う場合があります。

Q1-13 法人化していない個人事業主ですが、屋号で登録・認定を受けることはできますか。

屋号のみでの登録・認定はできませんが、屋号と氏名を併記した登録・認定が可能です。

Q1-14 県外で生産されたものも認定対象となりますか。

また、県外の生産者も登録・認定対象となりますか。

三重県内で生産されたものを認定対象としていますので、県外で生産された生産物は対象となりません。

但し、本制度は、生産物を認定するものであり、人の認定ではありませんので、生産地が三重県内であれば、登録・認定者の所在地が県外であっても登録・認定対象とします。

なお、登録番号における地域番号は主たる生産地をもって決定します。

（団体の場合）

団体の構成員に、県外の生産地で生産する生産者が含まれており、県内産に県外産の生産物を混ぜて出荷する場合は、登録・認定対象とします。但し、その場合でも、個人で出荷する場合には、他の府県のみで生産された生産物に、認定表示票（認定マーク）を表示できません。

Q1-15 認定マーク（表示票）の表示方法はどのようにしたらいいですか。

認定された生産物を入れる包装資材やポップ等のPR資材にシールを貼り付けたり、刷り込んだりして表示することができます。

なお、シールが必要である場合には、（公財）三重県農林水産支援センターから有料で購入することもできます。各自で印刷する場合は、表示票の規格（デザイン、色、大きさ）が別途定められていますので、それに従って作成していただくことになります。

表示できるものは、認定品のみです。認定品以外のものに対して認定されているかのように誤認される使用をしてはなりません。

鶏卵の場合は認定を受けた農場で生産された卵が、認定を受けたGPセンターで卵選別包装された場合のみマークを使用することが可能となります。（Q&A畜産物（鶏卵）についての項目を参照）

農産物について

Q2-1 化学肥料及び化学農薬の節減とはどのような趣旨によるものですか。

また、どのような点で自然にやさしいといえるのですか。

制度の趣旨として環境に配慮した生産の実施があります。

過剰な投入を行わないことはもちろんですが、無駄のない効率的な資材活用によってその使用量を減らすことは、環境への負荷を減らすことにもなると考えられます。

また、有機性資源の積極的な活用による循環型の生産や土作りの実施も、環境に配慮した生産といえます。

化学肥料については、それを使用することが即環境負荷につながるようなものではありませんが、土作りと有機性資源の積極的な活用により、その使用量は減ると考えられます。

本制度では、環境に配慮した（自然にやさしい）生産として土作りと有機性資源の活用促進を進めており、その目安として化学肥料の3割節減を基準としています。

また、化学肥料、有機質肥料いずれであっても、過剰投入は環境汚染の原因となります。このため、登録・認定基準では総窒素投入量に上限を設けています。（農産物登録・認定基準「化学窒素・化学合成農薬の考え方」参照）

化学農薬については、一般に生物になんらかの影響を与える性質をもっていることから、それを環境への負荷として低減するという視点で、3割節減を求めています。

Q2-2 化学肥料及び化学合成農薬について、なぜ3割節減なのですか。

節減割合の指標となっている一般栽培レベルは、県内の生産実態にあわせて定められています。各生産現場では、効率的な資材活用をめざして様々な努力が続けられており、一般栽培レベルもそうした状況を反映したものとなっています。

本制度では、さらに、一步進んだ生産方法として、一般栽培レベルからの3割節減を登録・認定基準としています。

また、本制度は県内農産物全体に広まることを目的としていますので、5割以上の節減といった特別な生産方法はなじまないと考えます。

さらに、節減等により収穫量が減るといった生産性への影響については、環境配慮の面からも、慎重に考える必要があります。資材使用量が減ってもそれ以上に収穫量が減っては、エネルギー効率や土地利用効率の悪化など、むしろ環境負荷が増大する場合も考えられます。

Q2-3 登録・認定基準「別表1 土耕栽培作物」にある1. 有機質資材施用技術について実施しなくてもよいとする条件のうち「b 合理的な理由があり、その理由を登録判定会が適当と認めた場合。」とは具体的にどのようなことが想定されますか。

また、1（2）における植物残渣とはどのようなものですか。

いずれも、施用時期、方法、量についての妥当性判断は登録判定会が行うものとしますが、次のような場合が想定されます。

【毎年実施しない状況】

- ・麦・大豆の2年3作において、大豆収穫後にたい肥施用を行う。
（2年間に1回の施用を行う状況）

【植物残渣の活用】

- ・刈草（生草又は乾燥状態）、腐葉土の活用

Q2-4 一般栽培レベルとはどのような考え方によるものですか。

本制度では、農産物関係における肥料ならびに農薬使用の基準として「一般栽培レベル」を定めており、特別栽培農産物ガイドラインにおける「慣行レベル」とは区別しています。

「慣行レベル」は現地に生産の広がりがあり、その中で標準的に行われているレベルです。従って、県内に一定規模の生産があることが必要であり、また、生産技術の変化などによってその値が変化することが考えられます。

一方、本制度では、一定の基準を定め、その基準に対して農薬使用等の節減を行う考え方をとっています。従って、特別栽培農産物ガイドラインにおける慣行レベルとは考え方が異なり、基準点として「一般栽培レベル」を定めています。

また、多種類の品目が生産され流通することは望ましいことであり、県内での生産規模が小さくても栽培方法などに関して適切な知見が得られれば「一般栽培レベル」を設定して対応しています。

Q2-5 使用成分回数から除外してカウントする農薬とはどのような考え方によるものですか。

「特別栽培農産物ガイドライン」と同様の考え方に基づき、登録判定会もしくは認定審査会で判断します。

- ①「有機農産物の日本農林規格」（有機JAS）表B.1の農薬
- ②農薬取締法第3条第1項により定められた特定農薬（特定防除資材）
（天敵、エチレン、次亜塩素酸水、重曹、食酢）
- ③「三重県における節減対象外農薬台帳（三重県「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に関する慣行レベル策定等要領第12に基づくもの）」に記載された農薬
- ④展着剤

Q2-6 オクトクロスの特別規定はどのような考え方によるものですか。

オクトクロスは溶液中の濃度によって使用基準が定められており、使用回数の上限も定められていません。

また、使用方法として分割施用がありますが、その時期は生育状況によって判断されるので、使用回数として標準化することは不可能と考えられます。

本制度における農薬使用状況の評価は使用成分回数で判断していますが、以上の理由によりオクトクロスは使用成分回数によって使用量を標準化して判断することが困難な剤であると考えます。

このため、オクトクロスのみ特別規定を定めて対応することとしています。

この規定はオクトクロスのみを対象としており、その他の農薬には適用しません。

したがって、登録基準で使用量が3kg/10aである剤を、ほ場全体に1kg/10aで散布した場合（使用量が1kgなので、1／3成分回数とすべきではないか。）、1／3成分回数ではなく1成分回数として対応します。

Q2-7 特定防除資材としての判断が保留されている資材はみえの安心食材表示制度において使用が認められますか。

特定防除資材としての判断が保留されている資材（以下「特定防除保留資材」という。）については、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について」（平成15年3月13日14生産第10052号農林水産省生産局通知）第2_3（2）において、「判断が保留されたものであっても、農薬としての効果を謳って販売されるものは、従来どおり取締りの対象とするが、使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用するものは、この限りではない。」とされており一般に使用することは認められています。

しかし、本制度では、申請があった特定防除保留資材ごとに、使用可能とするかどうかの判断を、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度検討会で決定します。

ただし、検討会で判断した特定防除保留資材について、国がその区分や取扱いを変えた場合は、検討会で再度検討することとします。

使用可能となった特定防除保留資材については、その他の資材に分類することとします。

Q2-8 複数の生産者の生産物を混合して商品化する場合、個々で申請し、認定を受けることはできますか。

全ての申請者がみえの安心食材の認定を受けなければ表示はできません。そのため混合して管理する場合は、団体として申請することが望ましいと考えます。

なお、個人でも申請はできますが、混合されるため生産者個々の認定マークの添付はできません。

Q2-9 水稻種子消毒における農薬廃液はどのように処理すればよいのですか

農薬散布残液はどのように処理すればよいのですか

散布残液や水稻種子消毒剤のように使用後に残った農薬廃液（以下「使用後の農薬廃液」）の処理方法について、農薬取締法による規定はありません。

しかし、人と自然にやさしい、環境に配慮した栽培方法で生産された作物を登録・認定する本制度では、農薬排液・散布器具類の洗浄液の処理についても十分な配慮が求められます。具体的には、以下の項目についても確認し、登録・認定を行うものとします。

（１）使用後の農薬廃液

使用後の農薬廃液は、河川、湖沼、用水路、下水等の環境に廃棄せず、産業廃棄物処理業者に委託処理する。（土耕栽培農産物基準 7（14）、ベッド栽培農産物基準 4（8））

希釈したものを廃棄することも、本制度では適当とは判断しません。また、一部の作型、品種のみで不適切な処理が行われていた場合でも、管理行為として不適切であると判断し対象品目全体を不認定とします。

さらに、浸漬法による水稻種子消毒剤使用では残液の発生が必ずあるので、その処理方法について審査の対象とし、前述のような適切な処理が行われていない、または、処理方法が確認できない場合は不認定とします。

（２）散布器具類の洗浄液

- ①散布器具等の洗浄液は、河川などの環境や後作に影響を与えないよう配慮して、自己所有地内の農作物の植え付けされていない土壌にしみ込ませる。
- ②廃液処理装置が設置されている場合はそれらを利用し、適切に処理する。
- ③河川、湖沼、用水路、下水、地下水等の水系に流れ込まないように、最大限の注意を払う。

- ・上記の内容は農薬工業会の「使用残農薬の管理と処分にに関するガイドライン」に準拠しています。
- ・農薬使用にあたっては、必要量を正確に計量し残液が発生しないように作業を行ってください。

Q2-10 トマトーンやジベレリンなどの植物成長調整剤のカウントはどのように考えればよいですか。

着果促進や果実肥大等のために花房ごとに１回使用できることになっているトマトの植物成長調整剤は、花房毎に順次使用しても成分回数は１回とします。

なお、ジベレリンのように、異なる目的（無種子化、熟期促進など）で同一の植物成長調整剤を１果房あたり２回使う場合は、２回とカウントします。

特用林産物について

Q3-1 化学合成農薬無使用とはどのような内容ですか。

対象範囲で示すとおり、子実体及び菌糸体への使用、ならびに、ほだ木または菌床培地への使用において無使用を求めるものであり、敷地内への除草剤使用などを制限するものではありません。

なお、農薬取締法による農薬とは以下の通りです。

「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。（農薬取締法第一条の二）

Q3-2 化学合成農薬無使用とは、機器類の洗浄に使用する剤も使用できないということですか。

農薬取締法に基づく登録農薬のみを対象としています。従って、農薬ではない機器類の洗浄剤などの使用を制限するものではありません。

ただし、すべての資材において指定された使用方法や使用範囲がありますので、これを厳守してください。関連法規に違反する行為があれば認定取り消しも含めて対応します。

Q3-3 県外で種菌を植え付けたほだ木または菌床培地を完熟状態で購入し、三重県内で発生させた子実体も認定対象になりますか。

当制度では、ほだ木または菌床培地（以下「ほだ木等」という。）に種菌を植え付けた（以下、「植菌」という。）日から最初の採取が行われるまでの間で、最も生育期間の長い場所が三重県である場合を認定対象としているので、認定対象になりません。

その理由として、特用林産物の栽培過程においては、

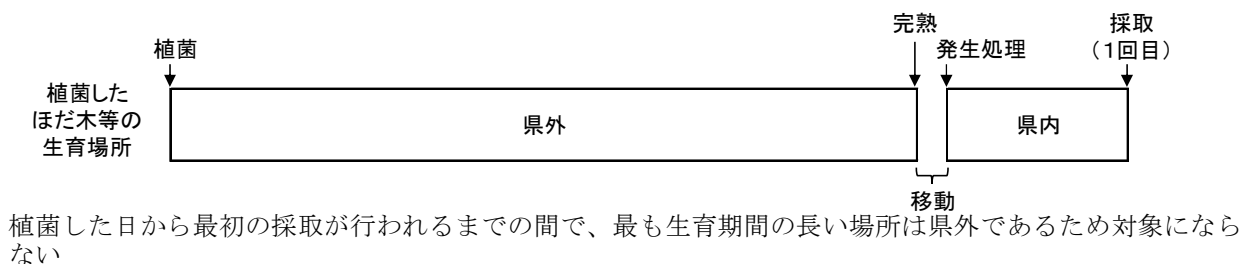
- ①ほだ木等の原材料及び植菌から完熟させるまでの過程が、子実体の品質に影響を与える
- ②植菌したほだ木等は、生育場所を移動させることが可能である

という特殊性があることから、畜水産物同様の「長いところルール」を認定対象の考え方としています。

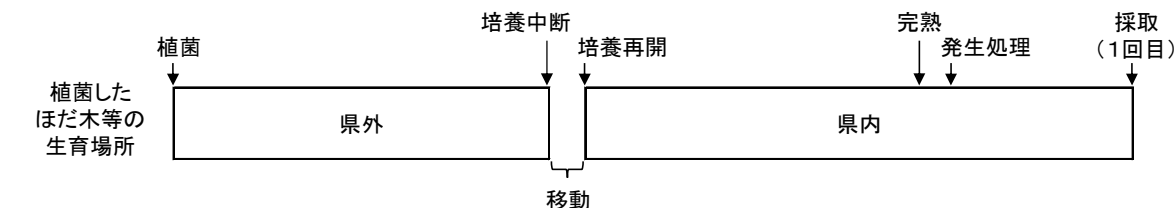
なお、海外で植菌されたほだ木等を購入する場合は、現地調査が困難であるため認定対象になりません。

また、県外で植菌されたほだ木等を購入し、完熟する前に県内へ移動させる場合は、県内で培養を再開してから最初の採取が行われるまでの日数が、植菌した日から最初の採取が行われるまでの日数の1/2以上を占めていれば認定対象になります。

○県外で植菌されたほだ木等を完熟状態で購入し、県内で発生処理を行う場合



○県外で植菌されたほだ木等を購入し、完熟する前に県内へ移動させる場合



県内で培養を再開してから最初の採取が行われるまでの日数が、植菌した日から最初の採取が行われるまでの日数の1/2以上を占めているため対象になる

Q3-4 令和4年3月の「食品表示基準Q&A」（消費者庁）改正により、しいたけの原産地として植菌地を表示することとなりました。植菌地がA県であるしいたけが認定対象となった場合、認定マークを表示することにより、原産地が三重県であるとの誤認を消費者に与えるおそれがありますが、どのように表示すれば良いですか。

認定マークには「みえ」という地域名が含まれているため、消費者に「原産地が三重県である」との誤認を与えることがないような表示とする必要があります。令和4年3月30日付け林野庁経営課特用林産対策室作成の「食品表示基準Q&A」改正に伴うしいたけの原産地表示についてFAQを参照し、以下のことに注意して表示を行ってください。

- ①採取地を任意で表示する場合、原産地に隣接した箇所に表示したり、同程度の文字サイズ、文字色で表示する等、原産地が明確に認識され、全体として消費者に誤認を与えることがないように注意してください。
- ②認定マークについて、原産地に隣接した箇所に表示することが望ましいですが、難しい場合は原産地表示の位置がわかるよう注意書きをする等、消費者が原産地を明確に認識できるよう配慮してください。

（表示例①）

名称 しいたけ
原産地 A県
採取地 三重県
栽培方法 菌床
（商品説明）
A県で植菌した菌床を用いて、三重県において管理・採取を行いました。

（表示例②）



原産地は裏面に記載

加工品（袋詰め加工事業者）について

Q4-1 加工品の登録・認定基準において「袋詰め等を目的とした処理は含まない」とありますが、具体的にはどのような処理のことですか。

袋詰めや小分け作業の際に行うカットなどをいいます。具体的には、店頭においてキャベツを半玉にして販売するなどの処理が該当します。

Q4-2 加工の種類はそれぞれどのような内容ですか。

- ・裁断とは、カッティングなどの処理をいいます。前述にもあるとおり小分けを目的としたカットは含みません。キャベツの千切りなどが該当します。
- ・乾燥とは、水分含量を減らす調整を行うことをいいます。
- ・粉碎・製粉とは、粉状にするなど微細な状態にする処理をいいます。
- ・搾汁・搾油とは果実などの汁または油を搾ることをいいます。その方法は加圧などの物理的な方法のみを認め、化学的な作用によるものは認めないものとします。

それぞれ、加工方法の種類は限定しませんが、その過程で食材としての特性が大きく変化しない（化学的な変化が生じない）ことが原則です。ただし、例外として焙煎のみ登録・認定の対象としています。

- ・焙煎とは、一般的には食品を乾煎りし風味などをつけることです。煎りごまなどが該当します。焙煎の方法については特に限定しません。

下表の加工食品は現在の登録・認定基準では対応していません。

うどん	一般に食塩を加えるなど他の食材を加えるので認められません。
ごはん	【炊飯】は現在の基準では対応していません。
もち	【蒸製】【加熱】があり、現在の基準では対応していません。
漬け物類	【発酵】は現在の基準では対応していません。 また、一般的に食塩を加えるなど他の食材を加えるので認められません。

なお、水を加える作業について、加水分解などのように加水によってその特性が大きく変化する加工を行う場合は、現在の登録・認定基準では対応できませんが、水分調整や洗浄における水の使用は加工に該当しないと判断し登録・認定を妨げないものとします。

Q4-3 加工施設に関する衛生管理確認票（様式第B-5号、様式第C-5号）の各項目について、具体的にはどのような状況を適当と判断すればよいですか。

衛生管理確認票（様式B-5, 様式C-5）の判断基準は以下の通りです。

なお、衛生管理確認票（様式第B-5号, 様式第C-5号）は食品衛生法にもとづく届出又は許可が不要な場合に作成するものであり、届出又は許可が必要な場合は、食品衛生法にもとづく対応が必要です。

「1 施設内もしくは施設周辺に適当な手洗い設備がある。」

加工を実施する施設内もしくは施設に隣接したところに手洗い場があることが必要です。

「2 食品加工に使用しない資材類が加工工程に混入しない措置を講じているか。」

農薬の保管については、扉がある保管庫に保管するか、加工場とは異なる別室で管理されていることが必要です。

また、加工を行う場所では喫煙や飲食を行わないことが必要です。

「3 排水は適切に処理されている。」

使用した水が長期にわたって滞留することがないこと。

「4 廃棄物の処理および保管場所は適切である。」

廃棄物を置く場所が定められていることが必要です。

また、加工場と廃棄物置き場が別の場所であるか、または、仕切りがあり、廃棄物置き場も衛生的に管理されていることが必要です。

「5 施設及びその周辺が、定期的な清掃等により、衛生的に維持されている。」

定期的に清掃が行われ整理整頓が実施されていることが必要です。

「6 食品衛生管理に関する責任者を定めている。」

衛生管理に関する問い合わせ等に対応する窓口を明確にするために求めているものです。

食品衛生法における食品衛生管理者や条例による食品衛生責任者の設置をもとめるものではありません。

「7 食品取扱者は、衛生的な服装等をしているか。」

異物混入の防止に配慮した服装が適当です。具体的には帽子の着用などがあります。

「8 食品取扱者は、作業前、用便直後に手指の洗浄消毒を行っている。」

一般の消毒液（市販の消毒液）もしくはこれと同等の効果がある設備を手洗い場に常設してください。

手洗い実施記録の記帳は求めません。

Q4-4 様式A-2の2にある加工希望とはどのようなことですか。

加工を実施する場合はすべて“希望する”に該当するのですか。

みえの安心食材として登録・認定を行う品目について加工を行い、その加工品にもみえの安心食材としての認定マーク添付を希望する場合は、“希望する”に○を付してください。加工を行う場合でも、加工品への認定マーク使用を希望しない場合は“希望しない”に○を付してください。

認定品を加工する行為を制限するものではありません。加工品にも認定マークの使用を希望する場合に登録・認定基準別表3による手続きが必要です。

Q4-5 食品衛生法における届出や営業許可と様式B-5、様式C-5の関係はどのようなものですか。

食品衛生法に基づく届出又は許可が必要な場合は、届出の実施または許可を受けていることが必要であり、以下の書類を整備してください。

- ・ 届出済書または営業許可書の写し
- ・ 食品衛生監視票（作成後2年以上を経過していないもの）

食品衛生法に基づいた対応が前提となりますが、上記の限りでない場合、様式B-5または様式C-5によって対応します。

Q4-6 様式Bと様式Cの違いはどのようなものですか。

いずれも登録・認定基準別表3に従って加工品に認定マークの使用を希望する場合の申請書ですが、次のようにわかれています。

- ・ 様式Bは袋詰め加工事業者として登録・認定を行う場合

袋詰め加工事業者とは登録・認定を受けている生産物を仕入れて加工販売をする事業者です。個人、法人の区別はありません。

袋詰め加工事業者として登録番号が発行されます。

- ・ 様式Cは農産物または特用林産物の生産者自らが別表3に従った加工販売を行う場合

袋詰め加工事業者に対し、生産者が自身の生産物のみ加工し仕入れを行わない場合です。

登録番号は生産物の番号と同じものとなります。（新たな番号の発行はありません）

ただし、生産者自身が加工販売していても他の生産者の生産物を仕入れて加工する場合は、様式Bによって袋詰め加工事業者として申請してください。

Q4-7 加工品の基準において「利用者を特定できない加工施設（一般向け自動コイン精米機など）を利用した加工もしくは加工販売を行う行為は、登録・認定対象となりません。」とありますがどのような趣旨によるものですか。

自身が所有する精米機で第三者の米を精米した場合は不認定となるのですか。

混入防止と衛生管理の徹底を目的としています。

混入防止については使用前に認定品を一定量通す（共洗い）などの行為で対応可能と考えられますが、衛生管理については登録・認定者自身が管理に責任を有していることが必要です。

従って、登録・認定者以外のものが管理するコイン精米機の使用は原則として認められません。

但し、精米の委託において、精米機の所有者である委託先が明確であり、認定・審査機関の現地審査受入に同意している場合は、他の精米機使用者が明確である場合に限り、衛生管理について管理可能と判断し登録・認定の対象とします。

さらに、自身が所有して管理している精米機である場合は、第三者の精米を行っていても、使用状態と衛生管理について管理可能と判断し登録・認定の対象とします。

また、精米作業の委託先がみえの安心食材表示制度登録・認定者の場合は登録・認定の対象とします。

畜産物（鶏卵）について

安全・安心について

Q5-1 本制度は100%安全を保証する制度ですか。

本制度は100%安全を保証する制度ではありません。どのような事象についても100%安全であることを保証することは難しいと思われます。

本制度は、消費者に、より安心を提供するために徹底した衛生管理に取り組むことを基準としており、そのような取組がなされた卵を認定する制度となっています。

Q5-2 本制度に参加している卵は安全で、参加していない卵は安全でないのですか。

法律に基づいて卵の生産を行っている限り安全性に違いはなく、この制度に参加しているから安全であり、制度に参加していない卵は安全でないということはありません。

消費者が安心して県内産の卵を購入できるよう、法律遵守の上、さらなる衛生管理が行なわれている卵を第三者機関が認定しています。

Q5-3 本制度は、サルモネラに感染していないことを保証するものですか。

SE（サルモネラ エンテリティディス）以外については、感染したまま消費者の元に届けられることはまずあり得ないと考えています。

SEについては、卵内感染した場合、食中毒にいたる可能性を否定できないことから、糞便や卵を検査し、感染した鶏群由来の卵はマーク使用の対象外としています。（SE不活化ワクチンを接種している場合は、卵内感染のリスクが非常に低いためマークの使用を認めています。）

しかし、全ての卵を検査することは不可能であることから、100%SEに感染していないことを保証することはできません。（基準に従って衛生管理を行うことで、できる限りリスクを低減しているといえます。）

制度参加について

Q5-4 本制度に参加したいのですが、取り組むために県は支援を行ってくれますか。

基準に必要なマニュアルの作成、申請書の書き方、生産段階での衛生管理などについて支援を行いますので、相談事項がありましたら、お近くの家畜保健衛生所に問い合わせてください。

Q5-5 誰が参加できるのですか。県外の農場も参加できますか。

農場又は卵選別包装施設（GPセンター）を経営する方です。

県内の農場だけを参加対象としています。この場合本社が県外であっても構いません。

Q5-6 農場全ての卵ではなく、一部の卵だけ制度に参加することは可能ですか。例えば農場全体で20万羽いますが、そのうち5万羽分だけ参加したい場合はどうですか。

農場の一部の卵のみの参加はできません。農場全体で参加していただくことになります。

Q5-7 GPセンターに入荷している全ての卵ではなく、一部の卵だけ制度に参加することは可能ですか。例えば8農場から卵を入荷していますが、そのうち3農場の分だけ参加したい場合はどうですか。

GPセンターで対象卵の区分が可能であれば、一部の農場だけで参加することができます。

Q5-8 本制度に参加するとき、対象となる雛はいつから導入すればよいですか。

申請日以降としてください。

登録・認定申請について

(農場)

Q5-9 申請書の添付資料として特殊肥料届の写しをつけることとなっていますが、残していません。

県側の書類で確認しますので、その旨を申し出てください。

Q5-10 特殊肥料でなく、普通肥料として登録していますがこの場合どうすればいいですか。

特殊肥料届の写しにかえて登録証の写しを添付してください。

Q5-11 鶏糞を堆肥でなくエネルギーとして使っていますが、この場合は認められないのでしょうか。

この場合も、本制度の趣旨に沿った取組と考えられますので、申請していただけます。その旨を申請書に記載してください。

Q5-12 初めて現地調査が行われる「雛の導入から卵の出荷までの1サイクル」経過時点では、申請日からの期間が短いため、「サルモネラ検査を年4回以上」実施していないことになりますが、それでも登録を受けることができますか。

申請日以降年4回以上の検査を行う計画であれば、登録を受けることができます。
しかし、サルモネラ検査は本制度の重要な項目であるため、次のいずれかの検査を実施していることを条件とします。

- ・申請日以前の2カ年間、各年2回以上の検査を実施（鶏舎毎までは求めません。）
- ・申請日以前の1カ年間、家畜保健衛生所による全鶏舎検査を2回以上実施（1回は申請日より5ヶ月以前に実施していること。）

(GPセンター)

Q5-13 初めて現地調査が行われる時までには、申請日からの期間が短いため「サルモネラ検査を年4回以上」実施していないことになりますが、それでも登録を受けることができますか。

申請日以降年4回以上の検査を行う計画であれば、登録を受けることができます。
しかし、サルモネラ検査は本制度の重要な項目であるため、次のいずれかの検査を実施していることを条件とします。

- ・申請日以前の2カ年間、各年2回以上の検査を実施（施設の検査までは求めません）
- ・申請日以前の1カ年間、家畜保健衛生所による卵選別包装施設の機器・床面及び全農場の卵殻・卵内容検査を2回以上実施（1回は申請日より5ヶ月以前に実施していること。）

Q5-14 今まで卵についてはサルモネラ検査を行っていますが、施設についてはサルモネラ検査を行っていません。この場合登録は受けられますか。

申請日以前の2カ年間、各年2回以上卵の検査を実施している場合は、卵のみの検査でも可とします。
なお、申請日以降は卵、施設ともに年4回以上検査を行う計画である必要があります。

サルモネラ検査について

Q5-15 サルモネラ検査の分析は家畜保健衛生所に行ってもらう必要がありますか。
民間や自社で行っても構わないのでしょうか。

民間や自社で行う場合も可能です。ただし、自社及び自社のグループ会社で検査を行う場合は、家畜保健衛生所がその分析方法が適当であることを確認した場合のみ可能としますので、あらかじめ家畜保健衛生所に相談してください。

また、民間で行う場合も、鶏病研究会の方法に準拠したものとしてください。

なお、民間や自社など家畜保健衛生所以外で実施する場合は、4回行ううち1回は家畜保健衛生所で行うようにしてください。

Q5-16 雛導入時に行うサルモネラ検査は、雛導入事業者が行うことも認められますか。

雛導入事業者が行うことも認めています。ただし、あくまでも農場側が主体的に検査を行う必要があります。（実際の同定は雛導入事業者でも構いませんが、サンプル採取にも立ち会わず全て相手任せということがないようにしてください。）

Q5-17 鶏舎毎にサルモネラ検査を行う必要がありますか。

鶏舎毎に年4回以上行う必要がありますので、例えば8鶏舎ある場合は、少なくとも8検体×4回、計32回の検査をする必要があります。ただし、この場合1～5鶏舎のサンプルをまとめて1検体、6～8鶏舎のサンプルをまとめて1検体とし、2検体×4回、計8回の検査とすることも可能とします。（まとめることができるのは5鶏舎分までとします。）

なお、この場合で1～5鶏舎のサンプルをまとめた検体がS E陽性であった場合、1～5鶏舎由来の卵全てを加工用等として出荷していただくこととなりますのでご注意ください。（不活化ワクチン接種の場合はマークを使用して出荷することができます。）

Q5-18 GPセンターでの卵のサルモネラ検査はどのように行うのですか。

卵の検査は全卵として一度に検査する方法でも、卵殻と卵内容とを別々に行う方法でも構いません。

卵の検査は年4回以上行う必要がありますので、例えば4農場ある場合は、少なくとも4検体（農場毎であり、鶏舎毎までは求めていません。）×4回、計16検体の検査をする必要があります。（4つの農場をまとめて1検体とすることは認めていません。）

また、1検体につき10個以上の卵をサンプリングしてください。

サルモネラ検査以外の基準内容について

Q5-19 飼料については、製造ロット番号が必要となっていますが、これは必須ですか。

飼料に異物が混じっているなど問題があった場合に、すぐに対応できるようにするために求めている内容です。製造ロット番号が分からなくても他の方法でトレーサビリティが可能であれば構いません。

Q5-20 自家配合している場合は、サルモネラ検査陰性成績は不要ですか。

サルモネラ検査がなされていない原料を使って、自家配合している場合は、配合したものに対して、自らサルモネラ検査を行うようにしてください。

Q5-21 「飼料は異物混入なく、変敗しないように管理されていること」となっていますが、飼料タンクを使用している場合、これはどのようにすればよいのでしょうか。

本基準は飼料タンクに入れる前に、一旦別の保管場所に保管する場合に該当する内容です。直接搬入車輛から飼料タンクに飼料を投入される場合は、本基準の対象外です。

Q5-22 衛生動物及び害虫駆除マニュアルで定める衛生害虫プログラムはどのような内容が必要ですか。

対象害虫、駆除時期、駆除方法についての記載が必要となっています。

Q5-23 廃鶏かごを受け入れ時に消毒することとなっていますが、当農場では廃鶏処理事業者のかごは鶏舎に持ち込んでいません。鶏舎から廃鶏を出すときは自社の廃鶏かごを利用するようにしており、鶏舎外で自社廃鶏かごから廃鶏処理事業者のかごに移し替えています。この場合も廃鶏事業者のかごを受け入れ時に消毒をする必要があるのでしょうか。

この場合は、自社の廃鶏かごを消毒するようにして、その記録を残してください。なお、この場合も廃鶏処理事業者のかごについては廃鶏処理事業者自らが消毒していることを前提としてください。

Q5-24 作業者については、健康診断、検便検査を受けることとなっていますが、パートについても行う必要がありますか。

労働安全衛生法施行規則の規定に該当する場合は、健康診断、検便検査を受けるようにしてください。

具体的には、短時間労働者（パート・アルバイト）についても次の①～③までのいずれかに該当し、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。

また、概ね2分の1以上であるときは、実施することが望ましいとされています。

① 雇用期間の定めのない者

② 雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年*以上使用される予定の者

③ 雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年*以上引き続き使用されている者

(* 特定業務「労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務」従事者にあつては6ヶ月)

Q5-25 作業者の検便検査の結果、陽性が確認された場合の対応はどのようにすれば良いですか。

検査で陽性が確認された場合は、最寄の保健所に相談等を行ってください。

Q5-26 卵選別包装施設で井戸水等を使用する場合、10項目（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度）について、水道法に基づく水質基準を満たしていることとなっていますが、これは井戸水等そのものについてですか。それとも井戸水を消毒等した後のものでも構わないのでしょうか。

井戸水そのものが10項目満たしていなくても、何らかの処理により、洗浄水に使用する前の段階で満たしていれば問題ありません。

サルモネラ（SE）陽性時の対応について

Q5-27 サルモネラが陽性であった場合、登録や認定の取り消しとなるのですか。

サルモネラが陽性であっても、基準等に従った管理が行われていれば登録・認定の取り消しになることはありません。（マークを使用することができない場合があります。）

（農場）

Q5-28 鶏舎の糞便等の検査でSE陽性時の対応はどのようにすれば良いですか。

次のとおりとしてください。

- ・（公財）三重県農林水産支援センターに連絡し、マークの取り扱い等についての指示を受ける。
- ・また、家畜保健衛生所に連絡し、その後の衛生管理の対応についての指導を受ける。

なお、SE以外が陽性であった場合は排菌を抑制する対策に努めてください。（マークは引き続き使用することができます。）

Q5-29 鶏舎の糞便等の検査でSE陽性時には、マークの使用について（公財）三重県農林水産支援センターの指示に従うこととなっていますが、具体的にどのようにすればいいですか。

SEが陽性時には、当該鶏舎由来の卵についてはマークの使用を認めていません。これらの卵は加工用等としてください。

なお、SE不活化ワクチンが接種されている場合は卵内への感染リスクが非常に低いことから、マークの使用を認めています。

Q5-30 鶏舎の糞便等の検査でSE陽性時には、衛生管理について家畜保健衛生所の指導に従うこととなっていますが、具体的にどのようにするのでしょうか。

農場全体がSE陰性であることが確認されるまで、SEの再検査を行っていただき、場合によっては鶏の淘汰を行っていただくことになります。

（GPセンター）

Q5-31 卵の検査でSE陽性時の対応はどうすればいいですか。

次のとおりとしてください。

- ・（公財）三重県農林水産支援センターに連絡し、マークの取り扱い等についての指示を受ける。
- ・また、家畜保健衛生所に連絡してください。（農場を指導するため）

なお、施設内の機器・床面の検査でサルモネラ陽性となった場合は、それらの消毒の後に再度サルモネラ検査を行い、陰性であることを確認してください。（マークは引き続き使用することができます。）

Q5-32 卵の検査でSE陽性時には、マークの使用について（公財）三重県農林水産支援センターの指示に従うことになっていますが具体的にどのようにするのでしょうか。

SEが陽性時には、当該農場由来の卵についてはマークを使用することができません。

なお、当該農場の卵が鶏舎別に区分されており、SE陽性鶏舎が特定される場合は、SE陽性鶏舎由来の卵は加工用等とし、その他の鶏舎由来の卵についてはマークを使用することができます。

現地調査について

Q5-33 農場での現地調査はいつ行われますか。

初めての現地調査は、申請日以後導入された雛が150日令になる時期を目安に行います。（現地調査の後行われる認定審査会の開催日との調整が必要となりますので、現地調査日は、後日相談の上決定させていただきます。）

また、農場が複数ある場合は、それぞれの農場で現地調査を行います。以後は原則同時期に毎年現地調査を行います。

なお、上記以外にも必要に応じて現地調査を行う場合があります。

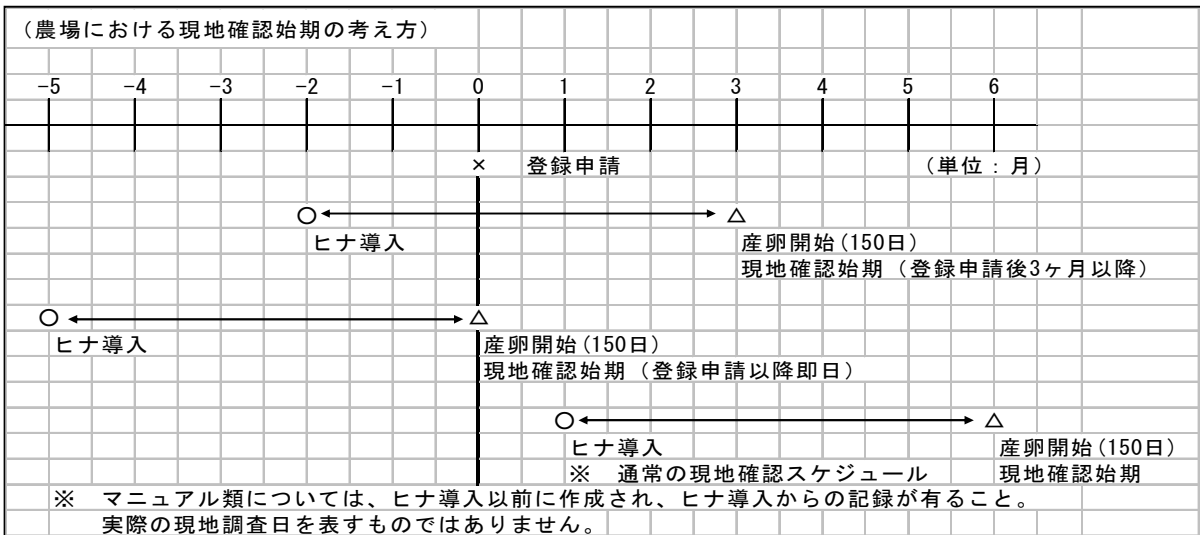
Q5-34 農場において、登録申請以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類を整備し、管理・記録をおこなっている場合、現地調査時期を早めてもらうことはできますか。

可能です。

初めての現地調査は、申請日以後導入された雛が150日令になる時期を目安にしています。これは、現地調査時に、安心食材基準を満たしたマニュアルに基づいた管理・記録が行われた実績が必要であり、その実績は、雛導入から産卵開始までのワンサイクルが必要であるとの考え方に基づいています。

したがって、雛導入以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類が整備されており、マニュアル類に基づき雛の飼育が行われ、記録されていることが確認できるのであれば、確認できた日数を安心食材基準を満たした実績に算入できると考えます。ただし、雛導入以降、産卵開始までの150日間の実績が必要との考え方は変わりませんので、ご注意ください。

なお、現地調査の後行われる認定審査会の開催日との調整が必要となりますので、実際の現地調査日は、後日相談の上決定させていただきます。



Q5-35 G Pセンターでの現地調査はいつ行われますか。

農場とG Pが同時期に登録され、かつ、G Pは同時期に登録された農場からのみ原料卵が入荷する場合、初めての現地調査は、原料卵が入荷する農場の調査時期と同時期に行います。複数の農場から原料卵が入荷している場合は、最も早く現地調査が行われる農場と同時期に行います。（例えば、3つの農場から原料卵が入荷している場合も、年1回のみ調査となります。）

以後は原則同時期に毎年現地調査を行います。

なお、上記以外にも必要に応じて現地調査を行う場合があります。

Q5-36 新規登録されたGPセンターが安心食材登録・認定済農場から、鶏卵を集荷する場合、いつ頃現地調査は行われるのですか。

初めての現地調査は、安心食材基準を満たしたマニュアルに基づき、GPセンターの管理、記録が3ヶ月行われた時期を目安としています（登録以降、管理・記録が行われる場合は、登録後3ヶ月以降となります）。これは、現地調査時に安心食材基準を満たした管理・記録が行われた実績が「一定の期間」必要であるとの考え方に基づいています。安心食材の基準では、サルモネラ検査は4回/年以上行うこととしますので、登録申請以降、最初のサルモネラ検査が行われるまでの期間は3ヶ月となります。このことから、管理・記録を要する「一定の期間」を3ヶ月とします。

ただし、現地調査の後行われる認定審査会の開催日との調整が必要となってくるため、実際の現地調査日は、後日相談の上決定させていただきます。

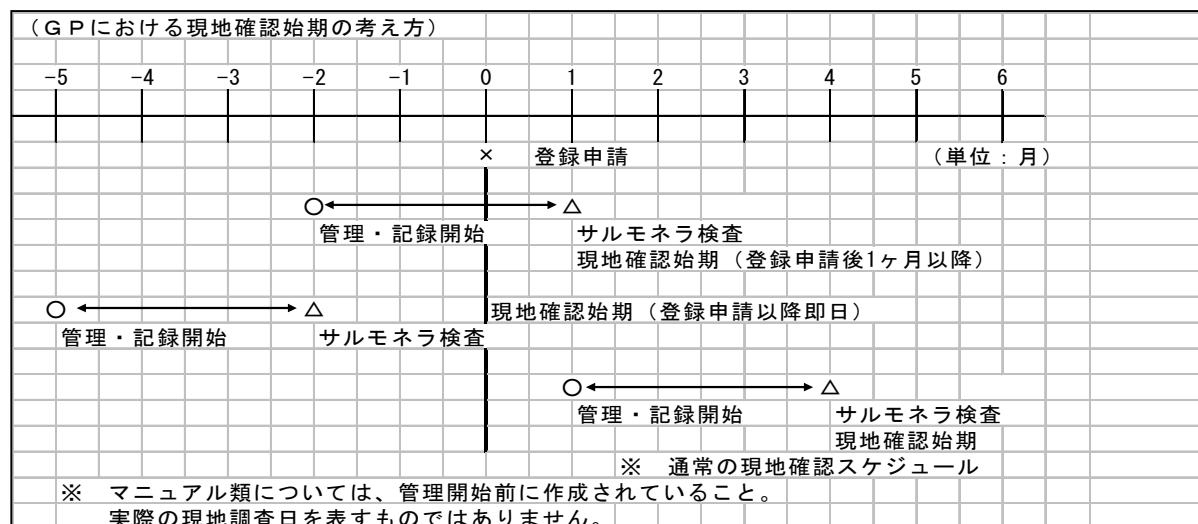
Q5-37 GPセンターにおいて、登録申請以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類を整備し、管理・記録をおこなっている場合、現地調査時期を早めてもらうことはできますか。

可能です。

登録申請以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類が整備されており、マニュアル類に基づきGPセンターが管理・記録されていることが確認できるのであれば、確認可能な日数を安心食材基準を満たした実績に算入できることとします。よって、確認可能な日数分、現地確認を早めることを可能とします。

ただし、3ヶ月間の実績が必要との考え方は変わりませんのでご注意ください。

なお、現地調査の後行われる認定審査会の開催日との調整が必要となってくるため、実際の現地調査日は、後日相談の上決定させていただきます。



Q5-38 現地調査は鶏舎や施設内に立ち入るのですか。

現地の状況を確認するために、中に立ち入ることになります。

Q5-39 農場での現地調査の対象は直近の1サイクルですか。

認定は鶏舎ごとでなく、農場全体で行いますので、直近の1サイクルのロットのみならず全てを対象に調査を行います。

Q5-40 現地調査時に基準に適合していないことが分かった場合どうなるのですか。

現地調査の現場で、認定の可否は判断しません。認定の可否は、現地調査の結果を基に、後日行われる認定審査会で行いますので、その結果が出るまでお待ちください。

また、既に認定を受けている場合で、基準に適合していない内容が重要な事項であると現地調査員が判断した場合は、現地調査員が認定審査委員長と相談し、その時点からマーク使用の中止を指示することがあります。

この場合後日、文書にて表示の中止や必要に応じて認定の取消を行います。さらには登録判定会を開催し登録の取消を行う場合もあります。

なお、基準以前の問題として法令等の違反が見つかった場合は、法令等を所管する部署に報告を行うこととなりますので、法令等の所管部署の指示に従っていただくことになります。

Q5-41 SE不活化ワクチンが接種されていない鶏舎でSEが検出された場合、加工用等に回すことになっていますが、これはどのように確認するのですか。

現地調査時に伝票で確認します。

認定について

Q5-42 申請日から現地調査までの期間が短い場合も、現地調査時に全ての基準をクリアしていないと認定されないのですか。例えば、「水の年1回以上のサルモネラ検査（3(3)）」、「成鶏舎での年4回以上のサルモネラ検査（4(1)①）」、「年2回以上の検便検査（5(1)②）」などはどうなるのでしょうか。

年に1回のみ実施する事項については、現地調査時点から過去1年の間に実施している必要があります。（申請日以前には実施していなかったが、本制度に参加することによって初めて実施することとなった事項については、申請日から現地調査時までの間に実施する必要があります。）

また、年に複数回実施する事項については、申請日以降1年経過していないため、現地調査時点で全ての回数をクリアする必要はありませんが、現地調査時点から過去1年の間に1回以上実施している必要があります。（申請日以前には実施していなかったが、本制度に参加することによって初めて実施することとなった事項については、申請日から現地調査時までの間に1回以上実施している必要があります。）

例 5月に申請し、9月に現地調査が行われる場合

〈水のサルモネラ検査〉

- 例えば例年10月に実施している場合で、申請日以降も定期的に10月に実施する計画であれば、現地調査時に申請日以前に実施した前年10月の結果があれば問題ありません。
- 例年検査をしていない場合は、申請日から現地調査時までの間に検査を実施している必要があります。

〈成鶏舎でのサルモネラ検査〉

- 例えば、申請日以降5月、8月、11月、2月に実施する計画であれば、5月、8月の結果があれば問題ありません。（ただし、登録についての覧に記載しているとおり、申請日以前2カ年間について定期的に年2回以上検査を実施している必要があります。）

〈検便検査〉

- 例えば例年10月に1回実施している場合で、申請日以降は定期的に10月と4月に実施する計画であれば、現地調査時に申請日以前に実施した前年10月の結果があれば問題ありません。
- 例年検査をしていない場合は、申請日から現地調査時までの間に1回以上の検査を実施している必要があります。

Q5-43 大雛導入の場合は、申請日から2ヶ月程度で現地調査の時期となりますが、すぐに認定してもらえるのですか。

この場合申請日から2ヶ月後に現地調査を行うことが可能となりますが、現地調査及び認定審査会の実施日の都合により待っていただくこともあります。

Q5-44 1ロット分の「雛の導入から卵の出荷までの1サイクル」が認められれば、全てのロットが認められることになるのですか。

申請日以降、対象となるロットと同様の飼養を行っている場合は他のロットも含めて全て認めますので、全ての卵でマークを使用することができます。

登録番号・マークの使用について

Q5-45 事業所が異なる場合、登録番号は変わるのですか。

登録番号は、「旧市町村番号・品目番号・登録者番号」で構成されていますが、住所の異なる複数の事業所を持つ方の場合も登録番号は1つのみとしています。この場合主たる事業所のある住所で番号を決めています。

Q5-46 3つの農場分を扱っているG Pセンターでは、3つの農場の卵を混合してマークを使用しても構いませんか。

当然、安心食材の認定を受けていない農場の卵を混合することは認められません。安心食材の認定を受けている農場同士の卵を混合してマークを使用することは可能です（ただし申請書に記載のある農場のみです。例え安心食材の認定を受けていても申請書に記載のない農場の卵の混合は認めていません。）

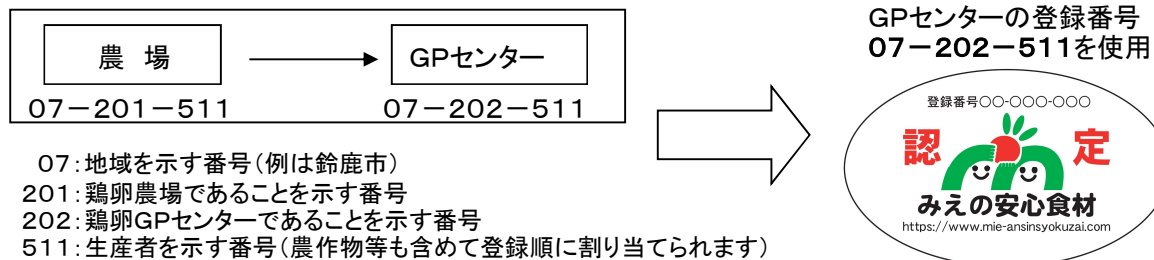
Q5-47 G Pセンターを通さずに販売する場合も、マークを使用することは可能ですか。

認定を受けた農場で生産された卵が、認定を受けたG Pセンターで卵選別包装された場合のみマークを使用することが可能となります。例え農場で認定を受けていても、認定を受けたG Pセンターを通過していない卵には、マークを使用することはできません。

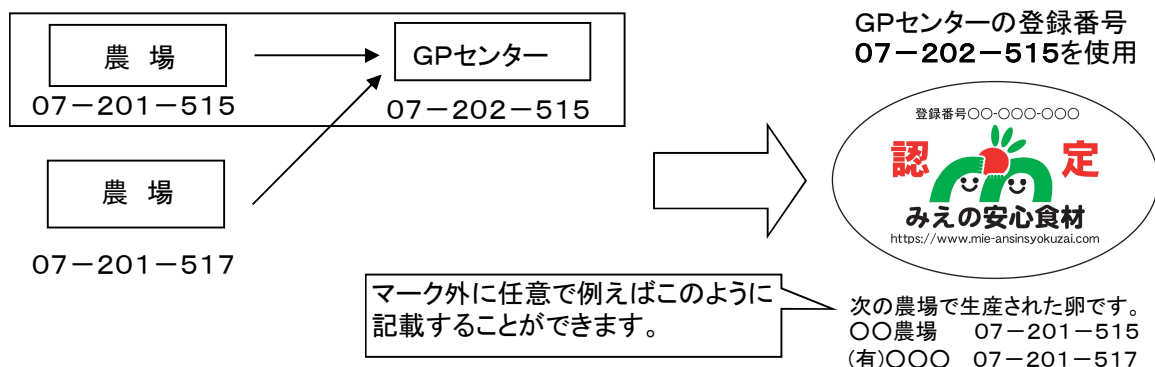
Q5-48 農場とGPセンターで異なる登録番号を持つことになりますが、卵にはどのように登録番号を付けたいですか。

安心食材のマークに記載する登録番号は、GPセンターが取得している登録番号を記載してください。ただし、マークの欄外に農場の番号をつけることは可能です。

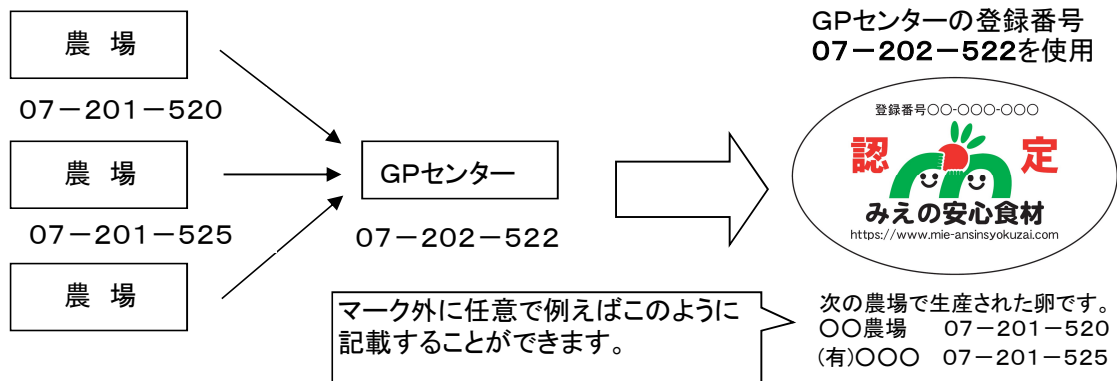
例1 自社農場と自社GPセンターのみ



例2 自社農場と他社農場と自社GPセンター



例3 他社農場と自社GPセンター



Q5-49 マークを使用することができないのはどのような場合ですか。

農場の糞便等でのサルモネラ検査でSE陽性又は陽性の疑いがあった鶏舎由来の卵は、マークを使用することができません。(SE不活化ワクチンを接種している場合は、使用することができます。)
また、GPセンターの卵でのサルモネラ検査でSE陽性であった場合もマークを使用することができません。

Q5-50 当初予定していなかった（申請書に記載していなかった）農場からの卵にもマークを使用することは可能ですか。

安心食材の認定を受けていない農場から原料卵を入荷した場合は、当然その卵にはマークを使用することはできません。

また、例え安心食材の認定を受けている農場からの原料卵であっても、申請書に記載のない農場からである場合は、その卵にはマークを使用することはできませんので、マークを使用するためには、あらかじめ認定申請事項変更申請書を（公財）三重県農林水産支援センターへ提出し、その承認を受ける必要があります。

その他

Q5-51 多くの記録を取るようになっていますが、いつまで保管していればよいですか。

記録は、農場においては廃鶏後１年間、卵選別包装施設においては出荷後１年間保存してください。ただし、法令等の定めによりこれ以上の保存が定められているものについてはそれに従ってください

Q5-52 食中毒が発生した場合は、どうなりますか。

原因検査では卵が原因と特定することは難しいと考えられますし、例え卵が原因であると特定されたとしても、現在の技術では食中毒の原因となるＳＥを１００％防ぐことは困難です。（このリスクをできるだけ低くしていることに本制度の意味があります。）

よって、本制度上は食中毒が発生したことによって認定を取り消すことはありませんが、消費者からの求めがあれば農場やＧＰセンターのサルモネラ検査結果などを公開する必要があります。